

第4章 計画を推進するための取組

1 緑の取組体系

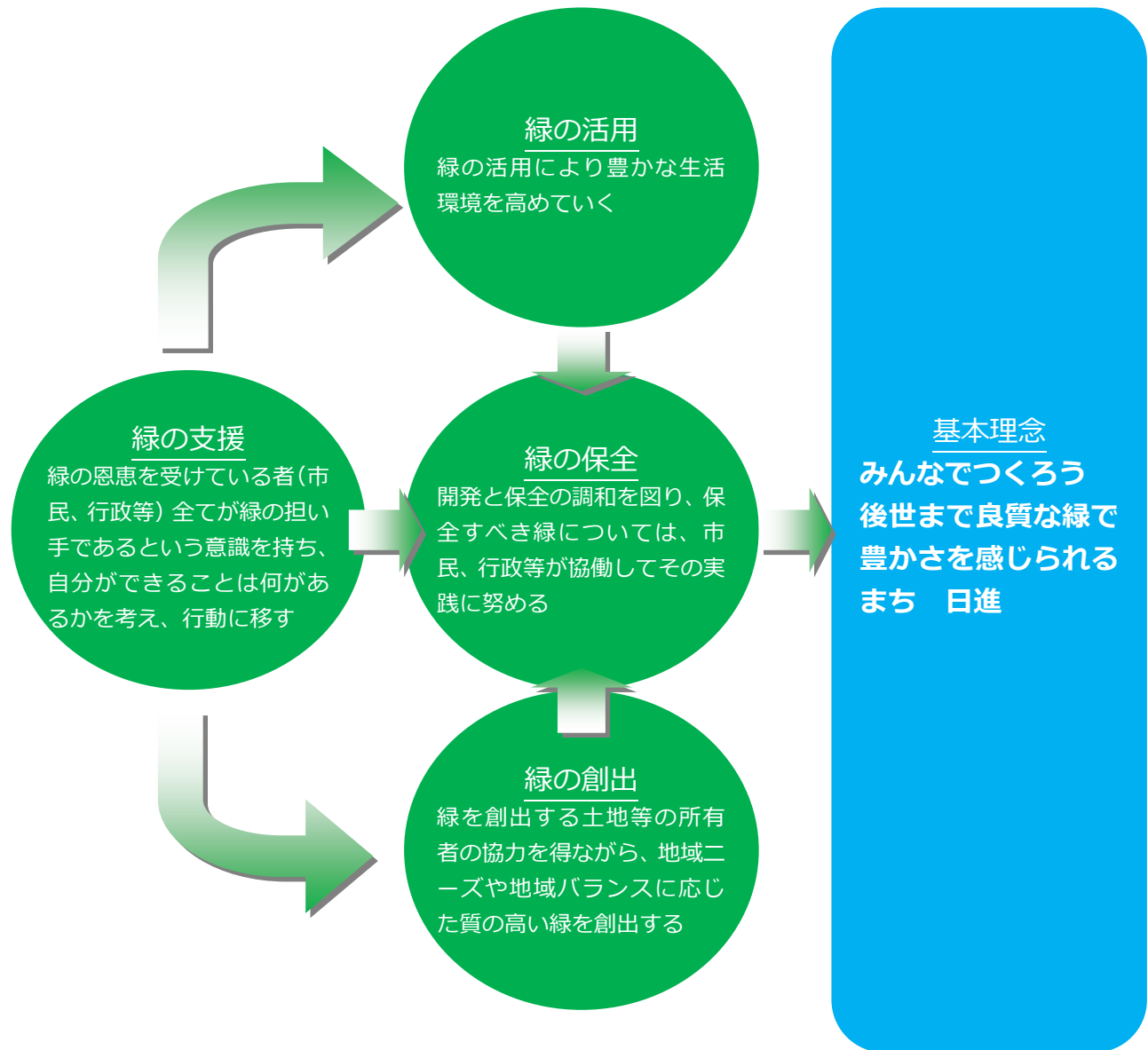
2 主な緑の取組



第4章 計画を推進するための取組

1 緑の取組体系

本計画の基本理念である『みんなでつくろう 後世まで良質な緑で豊かさを感じられるまち 日進』と緑の将来像を実現するために、基本方針に対する主な取組を整理します。



2 主な緑の取組

基本方針に対して、緑の定義に合わせ、主な取組を具体的に整理します。

なお、各取組には、本計画の取り組むべき方向性、愛知県広域緑地基本計画の緑の機能、SDGsに関連する目標、市民、行政等の役割分担を明らかにするため、取組主体となると考えられるものを表示します。

SDGs（持続可能な開発目標）17の目標のうち、当該緑の取組に該当する目標

6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



13 気候変動に
具体的な対策を



15 陸の豊かさも
守ろう



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



(1) 基本事項

(全てのゾーンに共通する基本事項です)

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
緑の所有者が、緑の持つ環境面、防災面等の機能を理解し、自主的な緑の保全や緑の活用の場の提供等の協力をする。	●	●		●	●		●	●			●
緑の所有者が、市民や行政からの支援を受けながら、緑の保全を図る。	●			●	●			●	●		●
市民、行政等の協働による図書館屋上緑化等、公共施設における緑の創出を推進する。	●		●	●		●		●	●	●	●
緑が持つ多様な機能に関する情報提供を行い、緑の活用や創出を図る。	●	●	●	●	●			●	●		●
小中学校、高校、大学、NPO、企業等との連携を検討し、緑の活用や創出、支援を図る。	●	●	●	●			●		●	●	●
緑に関する表彰制度による緑化活動の担い手の支援を図る。	●	●	●	●	●				●	●	●
適切な管理を行いながら、折戸川及び三本木川におけるホタルの保全や、大清水湿地に自生するハルリンドウの保全等、生物多様性に配慮した緑の活用を検討する。	●	●			●			●	●		●
市民、行政等が“緑の保全”、“緑の活用”、“緑の創出”に参加する意識を持ち、行動していく。	●	●	●	●	●			●	●	●	●
緑が持つ機能を最大限発揮できるようにするため、木材の利用促進等、森林環境譲与税を活用した整備及びその促進を図る。	●			●	●		●	●	●		●

(2) 行政または市民が管理する緑

(2) - 1 自然景勝ゾーンの森林

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
まとまった緑の保全を図るために所有者の同意を得た上で、特別緑地保全地区（63 ページ コラム4 参照）の指定等を検討する他、緑の活用を促進する。	●	●		●	●			●			●
市民、行政等が協働して、植生や地域特性等に合わせた適切な緑の活用を行う。	●	●		●		●		●	●	●	●
緑の多様な機能が発揮されるよう、緑の活用を図る。	●	●				●		●	●		
後世まで良質な緑を残していくために、市民、行政等が担い手であるという意識を持ち、行動する。	●	●		●	●			●	●	●	●



東部丘陵地

(2) - 2 自然景勝ゾーン以外の森林

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
市民、行政等が協働して、植生や地域特性等に合わせた適切な緑の活用を行う。	●	●		●		●		●	●	●	●
景観に配慮した緑を創出する。	●	●	●			●		●	●		●
土地利用転換があった場合は、できるだけ緑を残し、また、新たな緑を創出するようにする。	●		●		●			●		●	●
健全で良質な緑となるよう、里山整備や保全活動等の緑の活用や創出を進める。	●	●	●	●			●	●	●		●
市民緑地の設置を検討する。	●		●	●			●				●

市民緑地認定制度：民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。（都市緑地法第 60 条）

(2) - 3 農地

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
生産緑地を原則維持することで、身近な緑として保全を図る。	●					●		●			
広がりのある農地の維持を促進することで、農地のある景観の維持を図る。	●				●	●		●	●	●	●
農業体験等、休耕田を活用することで、農地の大切さや農業の魅力の周知を図る。	●	●		●			●	●	●		

(2) - 4 水（河川及びため池等の水面を含むそれら周辺の用地）

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
イベント開催等、河川やため池を活用した水空間の創出を図る。	●	●	●		●			●	●	●	●
ビオトープ等、水とみどりのネットワークの創出を図り、生物多様性に配慮する。	●	●	●		●			●	●		●

(2) - 5 立木竹地・草地

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
身近に良質な緑を感じられるようにするために、土地等の所有者の協力を得ながら、荒廃している立木竹地を適切に管理する。	●	●	●	●			●	●	●		

(3) 行政が管理する緑

(3) - 1 公園等

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
安全性を優先に考えた公園の維持管理を継続する。	●			●		●					●
土地区画整理事業等による公園の整備を図る。	●	●	●	●		●	●	●	●		●
整備状況を踏まえ、身近に利用できる公園の確保を図る。	●	●	●	●		●	●	●	●		●
公園整備における基本計画は、市民との協働により策定する。	●	●	●	●		●	●	●	●		●
公園等愛護会等による公園の活用を促進する。	●	●		●		●	●		●	●	●
市民による緑地の創出を支援する。	●		●	●		●	●	●	●	●	●
里山保全活動等による緑地の活用を促進する。	●	●		●		●	●		●	●	●

(3) - 2 公園等以外の公共施設

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
緑のカーテン等、緑化を積極的に推進し、公共施設の緑の創出を図る。	●		●			●		●			●
アダプトプログラム制度等による緑の活用を進める。	●			●		●	●	●	●	●	●
適切な管理を行い、緑化意識の啓発を図る。	●	●	●	●		●	●	●	●		●

(4) 市民が管理する緑

(4) - 1 住宅

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
住宅地での緑化を支援し、身近な緑の創出を図る。	●		●	●		●			●		
緑に係わる活動（市民講座、花いっぱい運動、オープンガーデン等）を支援し、これらの活動を継続させることで緑の創出を図る。	●		●	●		●	●		●		●



オープンガーデン

(4) - 2 住宅以外の民間施設

緑の取組	本計画の取り組むべき方向性				愛知県広域緑地基本計画 (緑の機能)			主体となるもの			
	緑の保全	緑の活用	緑の創出	緑の支援	いのちを守る緑	暮らしの質を高める緑	交流を生み出す緑	土地所有者	市民	事業者	行政
社寺林の活用を促進することで、身近な緑の保全を図る。	●	●	●	●			●	●	●		●

コラム 4 : 特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為制限により現状凍結的に保全する制度です。指定に当たっては、土地所有者と行政にとって異なるメリット・デメリットが生じます。

指定要件

- 指定の要件は次のいずれかです。
 - ・ 無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
 - ・ 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの
 - ・ 次のいずれかに該当し、かつ当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの
 - ・ 風致又は景観が優れているもの
 - ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

行為の制限

- 特別緑地保全地区に指定されると、次の行為を行う場合に、都道府県知事（市の区域内にあっては当該市長）の許可が必要です。
 - ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
 - ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
 - ・ 木竹の伐採
 - ・ 水面の埋立て又は干拓
 - ・ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 等

指定のメリットとデメリット

◆土地所有者

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税や固定資産税の控除が受けられる ・ 管理協定制度の併用により、管理の負担を軽減できる ・ 市民緑地制度の供用により、地域の自然とのふれあいの場としての活用を図ることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の新設や土地の形質等の制限を受ける

◆行政

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有者から、買入れ請求が出された場合、買入れる必要が生じる ・ 指定したのちの適切な維持管理の担い手を確保する必要がある

コラム 5 : 生物多様性

■ 生物多様性国家戦略

2010年(平成22年)10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、2011年(平成23年)3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」を2012年(平成24年)9月28日に閣議決定しました。

この戦略のポイントは、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示し、また、2020年度(令和2年度)までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、「5つの基本戦略」が設定されました。

これまでの生物多様性国家戦略の4つから、新たに科学的基盤の強化に関する項目が追加されました。

— 5つの基本戦略 —

- (1) 生物多様性を社会に浸透させる
- (2) 地域における人と自然の関係を見直し・再構築する
- (3) 森・里・川・海のつながりを確保する
- (4) 地球規模の視野を持って行動する
- (5) 科学的基盤を強化し、政策に結びつける(新規)

(参考:愛知県広域緑地計画)

■ あいち生物多様性戦略2030(案) ※2021年(令和3年)1月22日時点

あいち生物多様性戦略2030(案)の第5章 地域への展開の尾張地域の記述の中で、特に尾張地域で期待される取組展開には以下の事項が示されています。

- 水辺の外来生物駆除とビオトープづくり
- 竹林の拡大防止と里山林の育成
- 大学等教育・研究機関と連携した生物多様性保全

■ 日進市環境基本計画

日進市環境基本計画では、「水の生態系」や「里山・生態系」等についての取組が示されました。日進市環境基本計画年次報告書では、天白川での水生生物の調査や、大清水湿地に発現すると見られる10種の希少種保護数の継続調査の結果等が示されました。

その他、北高上緑地パンフレットでは、「温暖化が進む現代社会において、里山で燃料や食料を得ていた時代が循環型社会のお手本として見直されており、雑木林に人の手をいれることによって、植物が更新されて二酸化炭素が減少し、また、生物多様性の復元にも繋がると考えられています。」と示されました。